

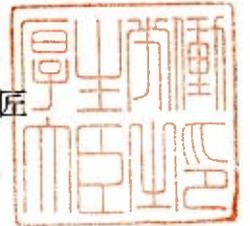
高年齢者等職業安定対策基本方針の一部 改正案について

大

厚生労働省発職 0115 第 3 号
平成 31 年 1 月 15 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本 匠



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 6 条第 5 項
において準用する同条第 3 項の規定に基づき、別紙「高年齢者等職業安定対策基本
方針の一部改正案」について、貴会の意見を求める。

○厚生労働省告示第 号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百五十九号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none">1 (略)2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から平成31年度までの7年間とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の状況改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。	<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none">1 (略)2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から平成30年度までの6年間とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の状況改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。